

各県における森林環境税等の導入状況について

(林野庁及び各県の資料等を基に作成)

1. 導入状況等について

(1) 導入状況(平成24年4月現在)

導入時期	県数	導入県
平成 15.4	1	高知県
平成 16.4	1	岡山県
平成 17.4	6	鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
平成 18.4	8	岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県
平成 19.4	7	山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県
平成 20.4	6	秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県
平成 21.4	1	愛知県
平成 23.4	1	宮城県
平成 24.4	2	山梨県、岐阜県
計	33	

(2) その他の独自財源

- ・埼玉県：自動車税収入の一部(1.5%)を森林整備に活用(税収見込み約 14 億円)
- ・福井県：核燃料税(法定外普通税)の一部を森林整備に活用(税収見込み約 2.2 億円)
- ・沖縄県：水源基金制度を森林整備に活用(事業規模約 0.1 億円)

2. 制度の仕組み

(1) 課税期間

- ・全導入県で期間を設定している
(鳥取県が 3 年、山形県・栃木県・福岡県が 10 年、それ以外は 5 年)
- ・これまでに期限を迎えた全県で課税期間を延長している。
(鳥取県は 3 年から 5 年に延長)

(2)課税方式

33 県すべてが県民税均等割の超過課税制度により課税。

1)個人県民税

- ・神奈川県は所得割と均等割を併用、それ以外は均等割のみ
- ・所得割（標準税率 4%に上乗せ）

上乗せ	県数	県名
0.025%	1	神奈川県

- ・均等割（標準税額 1,000 円に上乗せ）

上乗せ	県数	県名
300 円	1	神奈川県
400 円	1	静岡県
500 円	20	富山県、石川県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山梨県
700 円	2	栃木県、愛媛県
800 円	3	秋田県、滋賀県、兵庫県
1,000 円	5	岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県
1,200 円	1	宮城県
計	33	

2)法人県民税

- ・神奈川県以外の 32 県で導入
- ・均等割（20,000 円～ 800,000 円）に以下の額又は率を上乗せ

上乗せ	県数	県名
500 円	1	高知県
5%	20	富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山梨県
7%	2	栃木県、愛媛県
8%	1	秋田県
10%	7	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、兵庫県、岐阜県
11%	1	滋賀県
計	32	